

2026年1月15日

全終協による入会審査基準とは ⑤

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する事業者の日本初の業界団体である「一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会」（略称：全終協）。この全終協が、2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、全終協の正会員となるために必要とされる「入会審査基準」について、今回は、6点目の「医療行為等に関する本人の意向表明」について解説いたします。



高齢者等終身サポート事業において求められる重要な役割の一つに、利用者が病気になり、どんな医療行為を受けるか又は受けないかについて、利用者自身で判断できない状況のときに、その意思決定支援を行うことがあります。

誤解してはならないのは、利用者が受ける医療行為の同意は、たとえ家族であっても代理できるものではなく、当然に高齢者等終身サポート事業者の代理には馴染まず、

したがって事業者として「家族の代わりに医療行為の同意のサインを行います」と説明することは誤りだということです。高齢者等終身サポート事業者として「サイン代行者」を業務として謳うことは避けなければなりません。

そこで事業者には、利用者本人の意思の推定、そして利用者本人にとっての最善の方針を決定するための材料を提供できるよう、利用者本人が元気なときに希望していること、志向していること等を聞き取り、意向表明文書にまとめておくことが求められます。

しかしこの意向表明文書も、決して高齢者等終身サポートの契約時の必須条件にはなりません。意向表明は利用者本人の自発的な気持ちから行われるものであり、強要してはならないものだからです。

とはいえ、もちろん利用者本人の自発的な意向表明文書が存在するに越したことはありません。高齢者等終身サポート事業者としては、利用者本人に決して強要することなく、自然な意識の高まりによって意向表明文書を共に作成してゆく寄り添いが求められます。

意向表明文書としては、単に終末期の延命治療を「希望する」「希望しない」の2択のチェック項目のみで構成されているものも目にしますが、果たしてこれだけで、ACPガイドラインが求める「本人の意思の推定」「本人にとっての最善の方法」の材料となるのかは疑問です。少なくとも、所与の2つの選択肢から選んでチェックするだけの意向表明で、しかもそれが契約時にチェックされたもので、その後一度も見直しがなされていない状況だとしたら、本人意思の推定材料としては不十分だと言わざるを得ません。意向表明書作成時点で、意向自体が定まっていない項目については無理に記載を促すことはせず、その時点では定まっていないという意向を記載するに留めること、その後、定期的に意向を確認することが求められます。

今回は、7点目「解約に関する定め」について解説をします。